

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価、 令和3年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る 特例措置について

下記の第1に該当する工事・業務委託等の受注者は、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価、令和3年度設計業務委託等技術者単価（以下、「新単価」という）の運用に係る特例措置を請求できます。

第1. 対象工事・業務委託等

令和3年3月1日以降に契約を行う工事・業務委託等のうち、令和2年度公共工事設計労務単価、令和2年度 設計業務委託等技術者単価（以下、「旧単価」という）を適用して予定価格を積算しているもの。

第2. 措置の内容

令和3年3月から適用する新単価の決定に伴い、第1に該当する工事・業務委託等の受注者は、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための請負代金額・業務委託料の変更の協議を請求することができる。

第3. 請負代金額・業務委託料の変更

変更後の請負代金額・業務委託料については、当初契約時点の賃金・物価により積算された予定価格に落札率を乗じて算出する。